

令和4年第3回紀の川市議会定例会議案書

和歌山県 紀の川市

4紀総務発第152001号
令和4年8月30日

紀の川市議会議長 榎本喜之様

紀の川市長 岸本健

議案の送付について

令和4年第3回紀の川市議会定例会に提出するため、下記議案に説明書を添えて送付します。

記

諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第8号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第69号 池田財産区管理委員の選任について

議案第70号 池田財産区管理委員の選任について

議案第71号 池田財産区管理委員の選任について

議案第72号 池田財産区管理委員の選任について

議案第73号 池田財産区管理委員の選任について

議案第74号 池田財産区管理委員の選任について

議案第75号 池田財産区管理委員の選任について

議案第76号 田中財産区管理委員の選任について

議案第77号 田中財産区管理委員の選任について

議案第78号 田中財産区管理委員の選任について

議案第79号 田中財産区管理委員の選任について

議案第80号 田中財産区管理委員の選任について

議案第81号 田中財産区管理委員の選任について

議案第82号 田中財産区管理委員の選任について

議案第83号 令和3年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第84号 令和3年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第85号 令和3年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第86号 令和3年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第87号 令和3年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第88号 令和3年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第89号 令和3年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第90号 令和3年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第91号 令和3年度紀の川市田中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第92号 令和3年度紀の川市長田竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

て

議案第93号 令和3年度紀の川市竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第94号 令和3年度紀の川市南北志野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第95号 令和3年度紀の川市飯盛財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第96号 令和3年度紀の川市静川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第97号 令和3年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第98号 令和3年度紀の川市調月財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第99号 令和3年度紀の川市丸栖財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第100号 令和3年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第101号 令和3年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

議案第102号 令和3年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

議案第103号 令和3年度紀の川市下水道事業会計決算の認定について

議案第104号 紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第105号 紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第106号 紀の川市立学校設置条例の一部改正について

議案第107号 令和4年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）について

議案第108号 令和4年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について

議案第109号 令和4年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第110号 令和4年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について

議案第111号 令和4年度紀の川市財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第112号 令和4年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第113号 令和4年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第114号 令和4年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第1号）について

諮問第7号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市杉原280番地
氏 名 きく 菊 おか 岡 いさお 功
昭和26年1月18日生

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

人権擁護委員が、令和4年12月31日任期満了となることに伴い、菊岡功君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

諮問第8号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市野上159番地

氏 名 しぶ た とし え
 洸 田 敏 江

昭和28年11月27日生

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

人権擁護委員が、令和4年12月31日任期満了となることに伴い、洸田敏江君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

議案第69号

池田財産区管理委員の選任について

下記の者を池田財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市南勢田597番地

氏 名 富 まつ かず お
と 松 一 夫

昭和23年7月19日生

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

池田財産区管理委員の任期満了に伴い、富松一夫君を池田財産区管理委員に選任するため。

議案第70号

池田財産区管理委員の選任について

下記の者を池田財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市池田新362番地

氏 名 いわ 岩 つぼ 坪 じゅん 純 じ 司

昭和31年5月23日生

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

池田財産区管理委員の任期満了に伴い、岩坪純司君を池田財産区管理委員に選任するため。

議案第71号

池田財産区管理委員の選任について

下記の者を池田財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市北中157番地

氏 名 たか 高 はし 橋 とおる 啓

昭和35年6月20日生

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

池田財産区管理委員の任期満了に伴い、高橋啓君を池田財産区管理委員に選任するため。

議案第72号

池田財産区管理委員の選任について

下記の者を池田財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市中畑255番地

氏 名 おおむらよしただ
大村芳忠

昭和17年4月15日生

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

池田財産区管理委員の任期満了に伴い、大村芳忠君を池田財産区管理委員に選任するため。

議案第73号

池田財産区管理委員の選任について

下記の者を池田財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市枇杷谷269番地

氏 名 まつ もと けい じ
松 本 圭 司

昭和33年5月30日生

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

池田財産区管理委員の任期満了に伴い、松本圭司君を池田財産区管理委員に選任するため。

議案第74号

池田財産区管理委員の選任について

下記の者を池田財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市東三谷28番地2

氏 名 ね ころ ひろし
根 末 博

昭和20年9月27日生

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

池田財産区管理委員の任期満了に伴い、根末博君を池田財産区管理委員に選任するため。

議案第75号

池田財産区管理委員の選任について

下記の者を池田財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市古和田256番地

氏 名 はやし 林 ひで 秀 ゆき 行

昭和24年12月29日生

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

池田財産区管理委員の任期満了に伴い、林秀行君を池田財産区管理委員に選任するため。

議案第76号

田中財産区管理委員の選任について

下記の者を田中財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市打田347番地

氏 名 うた 歌 ひで 英 き 樹

昭和28年4月10日生

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

田中財産区管理委員の任期満了に伴い、歌英樹君を田中財産区管理委員に選任するため。

議案第77号

田中財産区管理委員の選任について

下記の者を田中財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市高野415番地

氏 名 えの もと よし ゆき
榎 本 喜 之

昭和43年1月19日生

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

田中財産区管理委員の任期満了に伴い、榎本喜之君を田中財産区管理委員に選任するため。

議案第78号

田中財産区管理委員の選任について

下記の者を田中財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市竹房780番地

氏 名 さ だ まさ ひこ
佐 田 政 彦

昭和30年4月11日生

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

田中財産区管理委員の任期満了に伴い、佐田政彦君を田中財産区管理委員に選任するため。

議案第79号

田中財産区管理委員の選任について

下記の者を田中財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市久留壁207番地

氏 名 は せ こう じ
長 谷 弘 司

昭和30年8月8日生

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

田中財産区管理委員の任期満了に伴い、長谷弘司君を田中財産区管理委員に選任するため。

議案第80号

田中財産区管理委員の選任について

下記の者を田中財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市久留壁28番地

氏 名 楠 井 幸 治

昭和14年5月22日生

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

田中財産区管理委員の任期満了に伴い、楠井幸治君を田中財産区管理委員に選任するため。

議案第81号

田中財産区管理委員の選任について

下記の者を田中財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市花野197番地

氏 名 お 尾 ざき 崎 しげ 茂 はる 晴

昭和26年11月16日生

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

田中財産区管理委員の任期満了に伴い、尾崎茂晴君を田中財産区管理委員に選任するため。

議案第 82 号

田中財産区管理委員の選任について

下記の者を田中財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成 27 年紀の川市条例第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市西井阪 82 番地
氏 名 岸 上 つかさ 司
昭和 27 年 8 月 20 日生

令和 4 年 8 月 30 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

田中財産区管理委員の任期満了に伴い、岸上君を田中財産区管理委員に選任するため。

議案第83号

令和3年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度紀の川市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第84号

令和3年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度
紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、
議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第 85 号

令和 3 年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 30 日提出

紀の川市長 岸 本 健

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第86号

令和3年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第 87 号

令和 3 年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度
紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を
付けて、議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 30 日提出

紀の川市長 岸 本 健

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第 88 号

令和 3 年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 30 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第89号

令和3年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第90号

令和3年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第91号

令和3年度紀の川市田中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度紀の川市田中財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第92号

令和3年度紀の川市長田竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度紀の川市長田竜門財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第93号

令和3年度紀の川市竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度紀の川市竜門財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第94号

令和3年度紀の川市南北志野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度紀の川市南北志野財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第95号

令和3年度紀の川市飯盛財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度紀の川市飯盛財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第96号

令和3年度紀の川市静川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度紀の川市静川財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第97号

令和3年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計歳入歳出決算の
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度
紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付
けて、議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第98号

令和3年度紀の川市調月財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度紀の川市調月財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第99号

令和3年度紀の川市丸栖財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度紀の川市丸栖財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第100号

令和3年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第101号

令和3年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算
の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和3年度紀の川市水道事業剰余金の処分について、議会の議決を求める。また、同法第30条第4項の規定により、令和3年度紀の川市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

(決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第102号

令和3年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の
処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和3
年度紀の川市工業用水道事業剰余金の処分について、議会の議決を求める。また、同法
第30条第4項の規定により、令和3年度紀の川市工業用水道事業会計決算を別紙監査
委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

(決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第103号

令和3年度紀の川市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度紀の川市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

(決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第104号

紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

紀の川市職員の育児休業等に関する条例（平成17年紀の川市条例第38号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第35号）が公布され、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が令和4年10月1日から施行されること等に伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市職員の育児休業等に関する条例（平成17年紀の川市条例第38号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表で下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> 以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子）をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子）をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(イ) 略</p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（イ及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合）においては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</p> <p>ウ <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p>	<p>(イ) 略</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> <u>(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> <u>(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後に特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p>

改正前	改正後
<p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日）を育児休業の期間の初日とする場合</p> <p>ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日</p> <p>ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日）を育児休業の期間の初日とする場合</p> <p>イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業</p>	<p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6箇月到達日</p> <p>ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日）を育児休業の期間の初日とする場合</p> <p>イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業</p>

改 正 前	改 正 後
<p>育児の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合 においては、当該末日とされた日)において配偶者育児休業をしている場合</p> <p>イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすること が継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をし</p>	<p>の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合 においては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合には該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において配偶者育児休業をしている場合</p> <p>ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすること が継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</p> <p>エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合 (育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>ようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(新設)</p> <p><u>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u></p> <p><u>第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための</p>	<p>と</p> <p>する。</p> <p>(1) <u>当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合にあつては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p>(2) ・ (3) 略</p> <p>(4) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p>

改 正 前	改 正 後
<p>計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(6) 略 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>(6) 育児短時間勤務 (この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をし</p>	<p>(5) 略</p> <p>(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。</p> <p>(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。</p> <p>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>(6) 育児短時間勤務 (この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をし</p>

改正前	改正後
<p>た職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際に<u>育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) 略</p>	<p>た職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際に<u>育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) 略</p>

附 則 (令和 年 月 日 条例第 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第10条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第105号

紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年紀の川市条例第31号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

紀の川市風しんワクチン接種緊急助成事業実施要綱を廃止する要綱（令和4年紀の川市告示第100号）の施行に伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年紀の川市条例第31号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前		改 正 後	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
機関	事務	機関	事務
略	略	略	略
4市長	略	4市長	略
5市長	紀の川市風しんワクチン接種緊急助成事業実施要綱（平成25年紀の川市告示第73号）による風しんワクチンの接種に必要な経費を助成することに関する事務であって規則で定めるもの	5市長	略
6市長	略		

附 則（令和 年 月 日条例第 号）
この条例は、公布の日から施行する。

議案第106号

紀の川市立学校設置条例の一部改正について

紀の川市立学校設置条例（平成17年紀の川市条例第93号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

地籍調査の完了に伴う紀の川市立小中学校の位置の変更について、所要の改正を行うため。

紀の川市立学校設置条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市立学校設置条例（平成17年紀の川市条例第93号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前		改 正 後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
小学校の名称	位置	小学校の名称	位置
池田小学校	紀の川市南中327番地	池田小学校	紀の川市南中326番地1
田中小学校	略	田中小学校	略
田中小学校高野分校	紀の川市高野595番地	田中小学校高野分校	紀の川市高野595番地2
長田小学校	紀の川市長田中538番地	長田小学校	紀の川市長田中538番地1
略	略	略	略
竜門小学校	略	竜門小学校	略
川原小学校	紀の川市野上126番地	川原小学校	紀の川市野上92番地2
鞆淵小学校	略	鞆淵小学校	略
上名手小学校	紀の川市江川中988番地	上名手小学校	紀の川市江川中988番地4
名手小学校	紀の川市名手西野328番地	名手小学校	紀の川市名手西野335番地
麻生津小学校	紀の川市麻生津中16番地	麻生津小学校	紀の川市麻生津中10番地2
略	略	略	略
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	

改 正 前		改 正 後	
中学校の名称	位置	中学校の名称	位置
打田中学校	略	打田中学校	略
打田中学校仙溪分校	紀の川市東三谷900番地	打田中学校仙溪分校	紀の川市東三谷900番地1
略	略	略	略
鞆渕中学校	略	鞆渕中学校	略
那賀中学校	紀の川市名手市場1061番地	那賀中学校	紀の川市名手市場981番地
略	略	略	略

附 則 (令和 年 月 日条例第 号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第107号

令和4年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める。

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第108号

令和4年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第109号

令和4年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第110号

令和4年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第111号

令和4年度紀の川市財産区特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度紀の川市財産区特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第112号

令和4年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第113号

令和4年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第114号

令和4年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和4年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）